

市廃審 第26-002号
平成26年6月19日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について（報告）

このことについて、第69回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

【会議録（概要）】

- 〔会議名称〕 第 69 回市川市廃棄物減量等推進審議会
- 〔開催日時〕 平成 26 年 5 月 27 日（火） 午前 10 時～11 時 45 分
- 〔開催場所〕 市川市役所本庁 3 階 第 2 委員会室 1、2
- 〔出席委員〕 三橋規宏、松本定子、石原よしのり、福島満、金子俊郎、
原木一正、安東紀美代、稲垣操、石井静雄、宮方英二
- 〔事務局等〕 循環型社会推進課
課長：竹中秀成、主幹：佐藤伸一
副主幹：宮田圭一、松丸宏、佐久間剛、主査：三浦詳子
- 〔同席者〕 環境清掃部 部長：石井正夫、次長：松崎順子
清掃事業課 課長：村越邦光
クリーンセンター 所長：川島俊介、副参事：藤田泰博
- 〔配布資料〕 資料 1 ごみ処理の現状と課題
資料 2 資源化率の算定方法等について
資料 3 ごみ排出量等の将来推計（トレンド推計・暫定版）
資料 4 計画の改定における基本的な考え方等について（案）
資料 5 家庭ごみ有料化について
資料 6 じゅんかんプロジェクト 9 報告書
資料 7 ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査（案）
資料 8 平成 25 年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証
事業の結果（概要）
- 〔会議次第〕 1. 委嘱辞令交付式
2. 開会
3. 議題
 1) 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について(審議)
 2) その他
4. 閉会
- 〔特記事項〕 なし
- 〔会議概要〕・事務局から配布資料の説明を行うと共に各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

<開会>

【三橋会長】

それでは、只今から第 69 回市川市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。

<清掃部門長紹介>

【石井環境清掃部長】

事務局より、本年 4 月の職員の人事異動に伴いまして、担当課長が変わりましたので、紹介をさせていただきます。

まずはじめに、循環型社会推進課長となりました 竹中でございます。

つづきまして、クリーンセンター所長に副参事から昇任いたしました川島でございます。

つづきまして、同じくクリーンセンター副参事になりました藤田でございます。

最後にクリーンセンターの延命化事業が昨年度で終わりましたことから清掃施設課がクリーンセンターに統合され、4 課から 3 課体制に清掃部門はになりました。以上でございます。

<会議成立要件>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

つづきまして、本日の会議につきましては、金子正委員、代谷委員、八木委員、工藤委員、柳沢委員の 5 名の委員が欠席されておりますが、委員 15 名の方の半数以上が出席でございます。本審議会規則第 3 条第 2 項に定めます会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

<審議・議題 1>

【三橋会長】

どうもありがとうございました。

それでは、前回の審議会で大久保市長から諮問されました市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について第 2 回目の審議を行いたいと思います。

本日の審議を進めるにあたって、まず、現在のごみ処理基本計画に対する現状と課題について、皆さんの共通の認識を図るため、話しをしていただいて、その後に基本的な考え方について、報告していただきたいと思います。

それでは、まず、議題 1 として、市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について、その背景となる現状がどうなっているか資料 1 から資料 3 までの説明をしていただきたいと思います。

<資料 1～3 説明>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

それでは、ごみ処理の現状と課題などにつきまして、資料 1 から資料 3 の説明をさせていただきます。

（資料 1）

まず、資料 1 でございます。ごみ処理の現状と課題でございます。

前回の審議会におきましてもごみ排出量や数値目標の達成状況などにつきまして、ご説明したところでございますが、昨年度のごみ排出量や処理量の実績なども踏まえて、現状と課題について主なポイントをご説明いたします。

1 ページ目でございます。

最初に人口とごみ総排出量の推移についてでございます。

棒グラフ 平成 13 年度の総排出量は、177,765 t でございます。対しまして、平成 25 年度の総排出量は、145,022 t で、平成 13 年度と比較して約 18% 減少しております。

特に平成 19 年度から 22 年度にかけては、減少幅が大きい状況でしたが、23 年度以降は減少が緩やかとなりつつあります。ごみ排出量は景気の動向に左右されることが考えられますことから、今後の推移に注意が必要と考えられます。

2 ページをお願いいたします。

つぎに数値目標の達成状況についてでございます。

(1)平成 25 年度の 1 人 1 日あたりの排出量は、846 g で、平成 30 年度の目標に対する進捗率は 86.2% となっております。

現状と課題でございますが、平成 22 年度までには比較的順調に減少しておりましたが、近年は横ばい状態となりつつあり、特に主に事業系ごみである持込量と比べて家庭系ごみの収集量の削減割合が少ないため、家庭ごみ減量策の強化が必要と考えられます。また、ごみ排出量の減少は景気低迷の影響も考えられますことから、今後も着実なごみ発生・排出抑制が求められるところでございます。

3 ページをお願いいたします。

(2)平成 25 年度の資源化率は、20.1% で、19 年度と比較してわずか 0.2 ポイントしか上昇していない状況でございます。

資源化率の推移は、平成 16 年度以降、資源物の分別収集に伴う資源化率は年々低下しており、資源化率の向上のためには、家庭ごみの 12 分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化促進策の実施が求められる状況といえます。

また、平成 23 年度以降の上昇は焼却灰再資源化の実施による効果によるものであり、資源化率の維持向上のためには、焼却灰再資源化の継続が求められるところでございます。

なお、現計画の数値目標は、平成 14 年 3 月に策定いたしました全計画のレベルを継承したものでございまして、資源物の発生・排出状況が変化していることも想定されるため、目標値設定の再検討も必要ではないかと考えているところでございます。

4 ページをお願いいたします。

(3)平成 25 年度の焼却処理量は、約 11 万 7,700 t で、19 年度比較して約 8.3%減少しております。

平成 22 年度までは比較的順調に減少しておりましたが、近年は横ばい状態となりつつございます。焼却処理量の削減は、特に燃やすごみ排出量の削減と可燃系資源物の分別排出の成果に大きく左右されますことから、今後も着実なごみ減量と分別促進が求められるところでございます。

つづきまして、5 ページでございます。

(4)平成 25 年度の最終処分量は、約 1 万 2,200 t で、19 年度と比較して約 34%減少しております。

平成 23 年度以降、最終処分量が大きく減少しておりますのは、焼却灰再資源化の実施によるものでございまして、先程も申し上げましたが、焼却灰再資源化の継続が求められるところでございます。

一方、平成 21 年度以降、焼却灰等の発生量そのものは横ばい状態となりつつあり、焼却灰の再資源化に頼らない最終処分量の削減のためには、焼却灰等の残さ発生量の抑制につながるごみ減量・再資源化施策が求められるところでございます。

つづきまして、6 ページでございます。

(5)市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標についてでございます。

7 ページをご覧ください。現計画では、4 つの数値目標の達成のために、各家庭において、市民一人ひとりに求められる家庭ごみ削減の努力目標を示しております。

これは、ごみの減量と分別によって燃やすごみを 1 人 1 日 150 g 減量しようというものでございます。25 年度の燃やすごみの量は 471 g で 19 年度と比較して、30 g の減量にとどまっております。

現状と課題でございますが、家庭ごみ 12 分別収集の実施前、平成 13 年度と比較すると、1 人 1 日あたりの燃やすごみ収集量は約 3 割減少しております。

1 人 1 日あたりの排出量全体は減少しているものの、近年は横ばい状態となりつつあり、収集量全体や資源物収集量の減少割合と比べて、燃やすごみの削減が進んでいない状況にあります。

燃やすごみの削減のためには、発生・排出抑制のほか、可燃系資源物の分別促進を

目的とした 12 分別の徹底が求められるところでございます。

以上のように、ごみ排出量や数値目標の指標の推移から見ますと、前回の計画改定時は、比較的順調にごみが減少していた時期でありましたが、近年は、削減幅が減り、横ばい状態となりつつあると言えます。

特に、12 分別を導入し、紙類やプラスチック類などの可燃系の資源物の分別に取り組んできた中で、近年、燃やすごみの削減や、分別収集に伴う資源化率が低迷していることは問題であり、発生抑制や分別促進が大きな課題であると考えております。

つづきまして、8 ページをお願いいたします。

家庭ごみの組成についてでございます。

厨芥類（生ごみ）、紙類、プラスチック類が全体の約 8 割を占めておりまして、引き続き、これらの品目のごみ減量・資源化対策が重要であると言えます。

なお、燃やすごみの中には、資源物として分別可能なものも多く含まれておりまして、12 分別の徹底が求められるところでございます。

また、重量ベースでの組成割合が最も大きい生ごみは、約 8 割が水分であることから、排出量の削減や燃焼効率の確保等の観点から、排出前の水切り対策が求められるところでございます。

なお、資料には含まれておりませんが、燃やさないごみの中に、使用済み小型家電が 15% 程度含まれており、分別により高度な再資源化と最終処分量の削減効果が見込まれるところでございます。

つづいて、9 ページをお願いいたします。

ごみ処理体制の現状と課題でございます。

収集運搬の課題といたしましては、収集効率の確保や分別促進などの観点から、ごみの収集回数など、収集体制の見直しが必要と考えられます。

中間処理につきましては、クリーンセンターが稼働開始から 20 年が経過しており、延命化工事が終了したところでございますが、今後も、安定した操業を維持するとともに、計画的な施設更新が必要となっているところでございます。

なお、新施設の建設運営には多額な費用を要することから、建設運営コストの節減のために計画処理量の最小化などが求められると考えております。

ビン・カンや、プラスチック製容器包装類の中間処理につきましては、複数年の契約で民間業者に委託しているところですが、今後も、委託業者と連携を図り、安定した操業の継続が必要であり、また、処理量の減少に対応して、処理効率の確保が求められるところでございます。

つづいて、最終処分についてでございますが、本市には、最終処分場や焼却灰の再資源化施設が無く、市外に処理を依存しており、今後も埋立処分量の削減と焼却灰等の処分先の安定的な確保が課題であります。

その他、本市は、家具などのリユースの促進のため、リサイクルプラザを設置し、現在は、分庁舎内で運営をしておりますが、利用者数の拡大や事業効率の確保が求められておりまして、また、庁舎の建替えに伴い、来年度には分庁舎の取り壊しが開始

される予定となっておりますので、新たな移転先の確保等が必要となっております。

10 ページをお願いいたします。

最後に、ごみ処理経費でございますが、毎年実施しておりますごみ処理費用の原価計算結果から見ますと、ごみ処理量 1kg あたりの経費は微増しておりますが、ごみ処理量が減少する中でも処理の効率性は全体として維持されていると言えます。

また、ごみ排出量の減少に伴う委託費等の削減、職員数の削減等の効果により、ごみ処理費用の抑制が進んでおります。

今後は、処理効率の維持向上等を図ることによりまして、一層のごみ処理総費用の削減が求められているところでございます。

市民一人当たり経費につきまして、国・県と比較いたしましたグラフが 11 ページにございます。

前回の会議においてご要望がございました資料といたしまして、市民一人当たりの経費について 24 年度の国のデータが公表されましたので、その分を追加いたしましたグラフをつけております。

グラフを見ますと 24 年度の市の経費が跳ね上がっておりますが、この統計は各年度に歳出があった事業経費の額を基に算出しておりますことから、処理施設の建設改良工事などで一時的に多額な支出があった年度の経費が上昇してしまい、24 年度におきましては、本市ではクリーンセンターの延命化工事に伴う支出が 40 億円近くありましたことから、このようなグラフになったものでございます。

そこで、平成 24 年度の実績につきまして、一時的な支出であります建設改良費を除いた経費を基に計算した金額を比較した表を作成いたしました。この条件では、市川市は、全国や千葉県の平均と比較して、市民 1 人当たりの経費が低くなっているとお分かりになると思います。

その要因といたしましては、第一に、本市は、国や県の平均よりも市民 1 人当たりのごみ排出量が少ないことが考えられますほか、プラスチック製容器包装類のリサイクルなどに経費をかけている一方で、人口密度が高いことや清掃工場を 1 ヶ所集約していることが、ごみ処理効率に良い影響を与えていること、また、委託化を推進してきたことなどが考えられるところでございます。

(資料 2)

つづきまして、資料 2 資源化率の算定方法等についてでございます。

これは、前回の会議で、資源化率の算定方法と資源化率の目標設定と実績の構成について説明が求められておりましたので、そのご説明も含んでおります。

1 ページをご覧ください。

はじめに資源化率の算定方法についてご説明いたします。

資源化率は、算定式にございますとおり、総資源化量をごみ総排出量で割ったものでございます。

表は、その分母となる ごみ総排出量と、分子となる総資源化量の算定対象の範囲を整理したものでございますが、どちらの量についても、市民や事業者において発生するごみ・不用物のうち、算定対象となるのは、市が処理に参与しているものに限定しております。

市が処理に参与していない範囲でも、様々な形で事業者による資源回収が行われておりますが、ごみ排出量や資源化量の算定対象外となっていることから、直接的に資源化率には反映されないこととなります。しかし、算定対象外でありましても、自主的な資源回収が拡大することで、計算上、ごみ総排出量が減少することから、市民 1 人当たり排出量の減少につながる効果があるところでございます。

つづきまして、2 ページをお願いいたします。

資源化率 35%の目標値について、どのような部分で資源化量や資源化率を見込んでいたのか、また、実績についても内訳を表にまとめたものでございます。

表の見方の例といたしまして、家庭系資源物の分別収集に伴う資源化のうち、新聞の資源化量とそれによる資源化率について見ますと、25 年度実績では、資源化量が 3,263 t、総排出量に対して 2.25%分の資源化率の実績でした。一方、30 年度の目標では、分別が徹底されることで、6,861 t の資源化量と、4.69%分の資源化率を見込んでいました。目標として見込んでいた資源化率に対して、25 年度実績は 48.0%分となります。

最右欄（ア/イ）の率が高ければ資源化率の目標に対する進捗が良く、ダンボール等ですね、低ければ進捗が悪いこととなります。

つづきまして、3 ページでございます。

この資源化率の目標設定と実績の表から見える、資源化率の低迷要因となっている部分をまとめたものが 3 ページでございます。

35%の目標は、14 年 3 月に策定いたしました前計画で設定したものを現計画でも踏襲したものでございますが、もともと 12 分別の導入による効果を非常に高く見積っているものですが、資源化率の主な低迷要因といたしましては、

まず、①家庭系資源物の分別収集に伴う資源化に関しまして、資源物の回収量が目標よりも少なく、集団資源回収を含みました 12 分別収集において、30 年度の目標回収量約 37,000 t に対しまして、25 年度の実績は約 22,800 t にとどまっており、12 分別が十分に徹底されていないことや、資源化対象となる品目の排出量そのものが減少しているのではないかと考えられます。

さらに、②家庭から排出される生ごみの資源化が進んでいないことがあげられます。

なお、③の事業系資源物の分別収集による資源化量に関しましては、先ほどの資源化率の算定方法の説明に関連いたしますが、数値目標の指標として算定対象となる部分での資源化量は目標よりも少ないのですが、算定対象外の部分で許可業者等による民間の資源化施設への搬入量は増加しており、実質的には再資源化が進展していると考えられます。

許可業者等が関与した資源化量については、4 ページにグラフで表しておりますが、25 年度の実績は、19 年度から約 3,400 t 増加している状況でございます。

(資料 3)

つづきまして、資料の 3 をお願いいたします。

資料 3 につきましては、将来的なごみ排出量について、24 年度に実施いたしました将来人口の推計結果を基に、過去 5 年間の 1 人 1 日当たり排出量の推移がそのまま続くと仮定して、将来的なごみ量がどのようになるのかを簡易的に推計した結果をグラフにしております。

このままいきますと、総排出量や焼却処理量は、37 年度には 25 年度と比較いたしまして 10%弱減少することになりますが、今後の新たな取り組みによりまして、さらにどれくらい削減できるのか？あるいは、目標として、どこまで削減するのかを検討、設定することになります。

資料 1 から 3 につきましては、雑駁ではありますがご説明いたしました。以上でございます。

<資料 1～3 質疑>

【三橋会長】

資料 1 から 3 まで、現状がどうなっているかということを説明していただいた訳ですが、これについて、ご質問なり、わからない点、疑問に思う点など何でもよろしいのでご自由にお出してください。

【福島委員】

総じて、総排出量等が 19 年度から 22 年度まで減少し、その後、横ばいということですが、減少しているときと横ばいになったときで、分別方法や収集方法とか、PR の方法などに変化があったのでしょうか。特に 19 年度～20 年度で急激に減少しているようですが特別な要因があったのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

ご案内のとおり、12 分別ということでやらせていただいているところでありますが、景気動向に左右されるものなのかなというところでとどまっております。

【三橋会長】

12 分別は、いつから始められたのでしょうか。

【石井環境清掃部長】

12 分別は、平成 14 年度の後期から開始しております。

また、分別方法、収集方法、PR 等につきましては、基本的に変えている部分はありません。23 年度以降は、啓発や分別等への意識の低下が見られた等の要因が考え

られますが、詳しくは今後、データの分析をしていきたいと考えております。

【安東委員】

12分別を始めたときは、私たちも市民として、一所懸命やりました。資源回収や分別をすごくやりました。

それが、4、5年程経ったら、ちゃんと分別されているのかどうかを各業者さんに聞いてみたり、処分場に行ってみたりしたときに、市民も悪いんですけども、ペットボトルを綺麗にしないで出したり、紙を分別しないで出したり、そういうものが全てごみの方についているという状況を私たちの団体が調べたりしたことがあるんです。

4、5年の間はちゃんとやっていたものが、その後は、わからないものは全てごみで出すというふうになってきました。だから、それは私たちが、12分別を始めたときの様に帰ってやっていかないと、多分、横ばいはこのまま何十年もつづくと思います。

だから、役所の方も啓発等を行っているとは思いますが、収集する方も、分別がちゃんとされていないものはシールを貼って持っていかない現状もあるので、私たち市民ともども資源というものをもっと大切にするという啓発を考えたほうが良い時期になっていると思います。

【松本副会長】

今の安東さんに関連するんですが、一昨日、広尾防災公園の管理棟で、「ごみ分別ゲーム」というのをエコライフ推進員で行いまして、そこに集まった自治会の皆さん約25名位なんですが、「市川市のごみ出しは何分別ですか」という問いに対して、女性陣はシーンとしていまして、一人、壮年の男性の方が、「12分別」ですと答えたんです。

その方はじゅんかんパートナーの方でした。実際に台所などでごみに係わることが多い女性が知らないというので愕然としました。

私が住んでいる地区でもごみの集積場所の排出状況がいい加減で情けなく思っています。資源の回収日にもごみが混ざっているし、曜日に関係なく出しているんです。

私はじゅんかんパートナーとして地域の集積場所を回っていますが、目先を変えて、じゅんかんニュースの回覧だけでなく、市の職員が来ていただいてお話をさせていただけると自治会や地域も変わると思いますので、提案させていただきます。

【石井環境清掃部長】

12分別を進めていくには市民の協力が第一ですので、様々な取組みに対しご協力いただいて、一定の成果があったところですが、このところ中だるみというか、少し啓発方法も考えていかなければいけないと考えております。

また、市川市の特徴といたしまして、転出入が多いということから、より一層、啓発に取り組んでいく必要があると考えております。

【三橋会長】

排出量の横ばいは、マンネリがあると思うし、きめ細かく分析して対策を立てることが必要だと思います。

【石原委員】

回収した業者の資源の処理方法などの最近の技術の進化をどの程度おさえていますか。例えば、紙の分別などでも、今まではダンボールについているガムテープなどを剥がして出さなければいけなかったけれど、技術が進んでくるといい加減に出されても工場で処理できるとか、技術のフォローについて情報を得て、それに合わせて消費者にお願いする必要があると思うのですが、その辺をきちんと掴んでいるかということと、もし、掴んでいるのであれば、今後、どう回収の中に反映させていくのか、その様なことを考えたことがあるのでしょうか。

【村越清掃事業課長】

清掃事業課の方で資源物を収集して、ビン・カン、紙類等を資源化しているわけですが、紙布については、既存の廃品回収のルートにのせています。

ですから、中間処理料は一切かかっていません。受入先の間屋との流れですから、ある程度、高く売れるルートに流れていくということです。その様なルートを間屋が持っています。

その中で、例えば、仰られているようなことは製紙工場等では確かにありますが、私どもの方では、その間屋からどこに流れているかは市では一切指示はしておりませんので、間屋の自主的な判断で行われているということが現実です。

あと、ビンの方については、市内に中間処理施設を民間で造っていただいて、そこに委託をしております。市川市の家庭から出るものについての専用の工場として造っていただいており、県の許可を得ております。

ですから、その処理の工場は、当然、その処理方法を定めておりますので、途中で処理方法を変えらなるとなると工程が変わってきて工場の改修とそれに伴うコストがアップするという状況になります。

今のところは、当初設計した内容の流れで処理していただいて、資源化をしていただいているということでございます。

【石原委員】

今はどうかではなくて、その様な最新技術をしっかりと掴んで、これからはこうなんだということをやらなければいけないし、ビンなどのほかにペットボトルだって、フィルムはどうだとか、キャップのことなど色々あります。

やはり、技術の進展ですとか、委託工場がきちんとやっているかとか、改善すべきことはないかとか、我々も、もう少し専門家になりましょう。

【安東委員】

今、ビンのキャップとかについては、企業が取り易くしてくれているんです。昔は鉋を入れて取っていたんですが、今は、企業の方で簡単にはずせる様なものをたくさん作ってくれているので、昔よりは取り易くなりました。

その辺をどう市民に伝えていくかが、私たち団体の役割かと思いますが、それを広めていくことが大切なので、市民が団体を通じてでも、自分たちのことばかりではな

くて、ごみの状況は大変なんだよと訴えていけば良いのではないのでしょうか。ごみの発生元は私たちなので、その辺がしっかりすれば、良いのではないかと思います。

私たちが、その辺をしっかりやれば、収集業者の方もシールを貼って取り残しをしないでもすむと思っています。

キャップの取り外し方など聞いたりして把握してもらいたいと思います。

【三橋会長】

草の根というか、現場からのいろいろな意見がありました。例えば、ペットボトルはスーパーなんかに行くときにシールなど取り外して持つのに、結構、便利になりました。

役所も通り一辺ではなくて、自分の問題として考えたり、体験してみたりしてもらいたいです。

私の方から1つだけ質問させていただきたいのですが、資料3の2ページの実績・推計が平成37年度まで出ていますが、この排出量、焼却処理量は、1ページの人口推計の減少を説明要因として、機械的に計算した数字と理解してよろしいのでしょうか。

平成26年度以降の推計は、どうやってこの数字を出してきたのでしょうか。

【石井環境清掃部長】

市川市の将来人口の推計がございますので、現状のごみの分別の流れ等の中で、単に人口減少をとらえて、1人1日当たりのごみ総排出量、焼却処理量を算出したものでございます。

【三橋会長】

従ってあくまでも機械的に人口減少に対して算出されたということですね。

その間、高齢化を伴いながらの人口減少ということもあるし、それによって、1人当たりの排出量等、いろいろな意味で違ってくると思いますし、これはあくまでも将来を見通すための叩き台というような推計ということですね。

これを前提として、基本計画をたてるということではなくて参考ということですね。ほかにご質問等ありませんでしょうか。

それでは、つぎの資料4「計画の改定における基本的な考え方等について」から資料7までの説明をしてください。

<資料4～7説明>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

それでは、計画の改定におけます基本的な考え方等につきまして、資料4から資料7について説明をさせていただきます。

（資料4）

まず、資料4でございます。

計画の改定における基本的な考え方等について案としてあげさせていただきました。

まず、大きな1番 ごみ処理を取り巻く状況の変化等への対応についてでございます。(1)から(3)まであげさせていただいております。

今回の計画改定の背景として、前回の改定時とは異なる状況もございますことから、その点について確認させていただくものでございます。内容は諮問書の諮問理由に記載したものと基本的に共通しております。

(1)といたしまして、ごみ処理体制の現状

(2)といたしまして、少子高齢化・人口減少社会の進展

(3)といたしまして、持続可能な社会の実現に向けた社会的要請の高まりとあげさせていただいておりますが、特に、市川市固有の事情は次の3点と考えております。

まず、1番目にクリーンセンターの建て替えを具体的に進める時期にあること。

2番目に市内に最終処分場が無く、引き続き、最終処分への依存を減らす取組が求められること。

3つ目といたしまして、前回の改定時とは異なり、人口が減少に転じたこと。この3つを取り上げております。

つぎに大きな2番 計画目標年次についてでございます。

今回の資料では、具体的に目標年次は明示しておりません。

27年度から10年間の計画といたしまして36年度を目標とするのか、他計画との整合性等を考慮いたしまして37年度とするかを考えております。

2ページをご覧ください。

3 計画の基本目標についてでございます。

(1)目指すべき将来像でございますが、基本的に目指すべき将来像は変更しないという考えを掲げていただきます。

(2)基本方針につきましても、大きくは変更しないという予定を持っております。

4 数値目標の指標でございます。

これまでの数値目標の指標は、引き続き採用する予定でございます。

但し、補足する指標といたしましては、例えば、資源化率の算定対象外となっている事業系の資源化の状況等を想定しております。

3ページをお願いいたします。

5 目標を達成するための施策についてでございます。

今後、5年間に重点的に実施すべき施策(新規、重点)を明確にしていくということでございます。

以上が、計画の改定にあたっての基本的な考え方でございますが、主な検討事項ということで案を示させていただいております。

次回以降の審議会では今後の施策のあり方についての議論を深めていただく中で、重点的に実施すべき施策に関し、次回以降、具体的にご意見を頂戴いたしたくテーマについての案を項目出しさせていただいたものでございます。

今回の会議において、各項目について、具体的な方法論を議論していただくというものではございません。現状と課題や計画の改定にあたりまして基本的な考え方を踏まえて、具体的に検討していくことが必要な施策の項目についてご意見を頂戴したいと考えております。

(資料 5)

つづきまして、資料 5 家庭ごみ有料化についてでございます。

前回の会議で、家庭ごみ有料化の実施状況などについて、資料説明の要望がございましたものでございます。

家庭ごみ有料化につきましては、以前より審議会から導入を推進することについて答申をいただいているところでございますが、今年度の審議会において、改めて、その必要性等についてご意見を頂戴したいと考えております。

では 1 ページをご覧ください。

概要の説明でございます。一般的な有料化の目的、課題等についてご説明させていただきます。

まず 1 番目といたしまして、定義でございますが、市町村が一般廃棄物処理についての費用の一部若しくは全部を、ごみの排出者から手数料として徴収する制度でございます。

2 番目といたしまして、国の方針についてでございますが、平成 17 年 5 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により、国全体の施策の方針として有料化の推進が明確化されたところでございます。

3 番、つぎに目的でございますけれども、主に①一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進②排出量に応じた負担の公平化③住民、事業者の意識改革 等があげられます。

4 番目は位置づけとして、一般廃棄物処理基本計画に明確に位置づけて行うことが適切であるとされております。

5 番目といたしまして、手数料の料金体系等、決めなければならないことを列挙させていただきます。

1 ページ目最後といたしまして、有料化の課題をあげさせていただきます。

指定袋を購入していただくことにより料金を徴収する場合は、その袋を使わずに排出された場合、対策をどうするか等の課題がございます。

つづきまして 2 ページ、3 ページをご覧ください。

有料化の実施状況でございますが、全国、千葉県ともに、約 6 割の市町村が実施しております。

県内では千葉市が今年の 2 月から実施しましたのが、記憶に新しいところでござい

ます。

近隣では、千葉市の他、八千代市が実施しておりますが、隣接いたします船橋市、松戸市や東京23区は実施していないところでございます。

(資料6)

つづきまして、資料6を説明させていただきます。

じゅんかんプロジェクト提案書でございます。

平成25年11月から本年3月まで、5回にわたり11名のメンバーに活動していただきました。

詳細な説明は割愛させていただきますが、重点的に取り組む事項として提案がありました内容について紹介させていただきます。

3ページをご覧ください。

ごみ減量策について5点、ルール違反对策について4点の提案がございました。

まず、ごみの減量策といたしましては、

○広報いちかわの活用

○ごみ相談窓口の設置

ごみ相談窓口の設置は市役所本庁及び行徳支所に相談窓口を設置して、市民からのごみの相談に対応してはどうかというものでございます。特に転入者に対してごみ出しのルールを説明してもらおうというものでございます。

つづきまして5ページ、6ページでございます。

○リユース促進のためのリサイクルプラザの活用

○環境学習の充実

○分別種別、収集体制の見直し があげられております。

環境学習の充実は幼少期からごみ問題について意識を高めてもらえたらどうかというものでございました。

つづきまして、7ページ、8ページをご覧ください。

ルール違反对策についてでございます。

○ルール違反者に対する罰則等

これは罰則を設けることで抑止力が働くのではないかというご提案です。

○指定袋に入れないで排出されるごみ対策

○家庭ごみ集積場所の評価

収集作業員が評価を行い、きちんと排出されている集積場所を表彰してみてもどうかというものです。

○じゅんかんパートナー制度の活用

等のご提案をいただきました。

(資料 7)

つづきまして、資料 7 でございます。

資料 7 市民アンケートについてでございます。

計画改定にあたりまして、今後の施策展開などの参考とするため、実施させていただくものでございます。

ここでは詳細の説明は割愛させていただきますが、質問内容等を精査した上で、今月末に発送する予定でございます。アンケート結果につきましては、次回以降の審議会で報告させていただきたいと思っております。以上、資料 4 から 7 の説明でございます。

【三橋会長】

資料 4 計画改定における基本的考え方については、今後、審議していくには、どこに改定のポイントがあるかということを理解することが重要なことですので、基本方針等を再度、詳しく説明していただけないか。

(資料 4 再説明)

【事務局 (竹中循環型社会推進課長)】

再度、お時間を頂戴いたしまして、資料 4 計画の改定における基本的な考え方等について案ではございますが、説明させていただきます。

2 ページの 3 計画の基本目標についての(2)をお願いいたします。

基本方針でございますが、本市が目指します持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みにあたりまして、環境への負荷を低減するという「環境保全」の視点を最優先とした上で、市民・事業者との「協働」とか、廃棄物処理における「経済性・安定性」の視点も重視して基本方針を定めているところでございますが、アといたしまして、ライフスタイルの変革により、ごみの発生・排出を抑制する。イといたしまして、分別の徹底などにより、質の高い再資源化を推進する。ウといたしまして、適正なごみ処理を効率的・安定的に進める。エといたしまして、市民・事業者・行政が役割と責任を果たし協働して取り組む。という方向性についても基本的に踏襲した上で基本方針を設定するというものでございます。

4 番の数値目標を設定する指標等についてでございます。

現計画に定めた 4 つの数値目標「1 人 1 日当たりの排出量」、「資源化率」、「焼却処理量」、「最終処分量」そして、「市民一人が一日に排出する家庭ごみの内訳」に着目した指標については、計画の継続性を確保する観点から、引き続き数値目標を設定する指標として採用いたしますけれども、必要に応じて、これらを補足する指標を設定し、その推移を確認していただくということでございます。

3 ページをお願いいたします。

5 目標を達成するための施策についてでございますけれども、主な検討事項の案

といたしまして、あげさせていただいております。

(1)といたしまして、さらなるごみの減量・資源化に向けた施策についてでございますが、ごみの発生・排出抑制と分別の徹底によるリサイクルを推進し、最終処分量の削減やクリーンセンターの建替え費用の節減にもつなげていくために、どのような手法で市民・事業者への動機付けを図っていくかという観点でございます。

さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みということで、

- 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化
- 生ごみの減量　これは、食品ロス削減、水切りなどでございます。
- リユースの促進
- 経済的手法の活用　資料5でも取り上げましたが、家庭ごみ有料化等でございます。
- 事業系ごみの減量・資源化対策　という事項をあげさせていただきました。

(2)といたしまして、その他重点的に取り組むべき事項についてでございます。

人口減少等に伴いまして、長期的にはごみ排出量が逡減していくものと予想されております。

しかしながら、さらなるごみの減量を進めていくなかで、今後も処理の効率性を確保し、処理に伴う環境負荷の低減と処理費用の節減を図るために、その中でも特に家庭ごみの分別収集システムをどのように見直していくかということをお願いさせていただきました。

効率的なごみ処理体制の構築に向けた取り組みといたしまして、

- 分別収集体制の見直し　これは、収集回数、分別区分の見直しなどをあげさせていただきました。

また、ごみの3Rと適正処理を協働で進めていくための前提といたしまして、適正な役割・責任分担と公平性の確保が求められておりますが、排出ルールやマナーを守らない市民・事業者に対して、どのように対応していくか。

適正排出の確保に向けた取り組みといたしまして、

- 不適正排出対策の強化　未然防止対策ですとかルール違反ごみへの対応などございます。

以上、基本的な考え方等につきまして説明させていただきました。

【三橋会長】

今日の会議の主な目的は、今、説明していただいた資料4を中心とした議論ということで、資料5から7については、今後も使うと思いますので、参考としてみていただきたいと思います。

従いまして、委員の皆さんには、今、説明していただいた基本方針及び、主な検討事項等について、ご感想やご質問があればお願いいたします。

<資料 4～7 質疑>

【松本副会長】

資料 4 の 3 ページの検討事項の中の【さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組み】に 5 つの項目がありますが、リサイクルプラザが折角あって、利用者が、ものすごく減っています。確かに施設が狭くなって、わかりづらい場所になったので、これではなと思いました。市も建替え等の際、リサイクルプラザを存続させるため、こうなったのでしょうか、できれば、リサイクルプラザの活用、促進の項目を基本計画に付け加えていただければと思います。このような施設の縮小、廃止は時代に逆行していると思いますので、提案したいと思います。

【三橋会長】

市川市のリサイクルプラザというものは千葉県の中でもユニークな役割を果たしてきたと思いますので、その様な中で事業仕分けの対象となって、改悪もいいところだと思いますが、縮小させられてしまいました。折角、市川市がリユースの拠点としてはじめたリサイクルプラザは伝統もあるわけですから、復活させるということも考えた方が良くと思います。

ここにも書いてあるようにリユースの促進のひとつの具体的なかたちとして、基本計画に書いた方がわかりやすいと思います。

今の副会長の提案も熟慮していただきご検討ください。

他にいかがでしょうか。

【石井委員】

事毎に人口減少に伴いという言葉が出てくるのですが、廃棄物だけではなくて市川市の施策として、人口を増やすということは、考えていらっしゃると思います。その辺はどうなのでしょう。

【石井環境清掃部長】

街づくりの観点から、人口が増えて、所得がある方が増えて税収が上がるという考え方があるのですが、トレンド的には、東京 23 区は別として、周辺の自治体も人口は減少していく、なおかつ、少子高齢化も進んでいくということが推計されることです。その中で、将来推計をにらんで行政として施策を進めていくというかたちで計画を考えてるということでございます。

【石原委員】

まず確認ですが、今回の方針の市としての提案は、基本理念、基本方針、基本目標について、前回の踏襲していきたい。状況が変わっていないからという意味合いです。大きな枠組みを変えずに内容の部分で変更していくということでしょうか。

それから、今後、市川市の状況も変わってくると思いますので、高齢者世帯が増えて、一人単身世帯も増えてくる、また、郊外部の人口が減っていく中で、過疎地などでごみの収集方法が不便になったり、いろいろな問題があると思います。こういっ

た問題も含めて、5年前に比べて少子高齢化がこれだけ出てきているので、これは大きな視点だと思います。これを基本計画に入れていくことが重要だと私は思います。それについて、ご見解等をお願いします。

【石井環境清掃部長】

今、委員が仰ったように基本的には、資源循環型都市いちかわを目指すという大きな基本方針がございまして、大きな考え方としては、それを目指していくということでございます。それを進めるにあたっては、ごみの発生抑制ですとか、資源化とかそういうものの大きなとらえ方は変えずに、今回の基本計画の改定をする。しかし、委員が仰ったように時代の変化によって、人口の減少や少子高齢化、単身世帯の増加等大きく変わってきた要素があるので、大きな考え方は変えませんが、時代のニーズに合った提案をいただき計画に反映させていきたいと考えております。

【福島委員】

確認ですが、基本方針、基本目標を変えないということは、現行計画や現状についてある程度、評価しているということでしょうか。

【石井環境清掃部長】

現行計画の取り組みについては現状よいと思います。但し、取り組みの進捗につきましては、取り組んでいない部分もありますし、取り組みが十分でないものもございしますので、それぞれきちんと評価した上で、取り組みの内容の検討等も踏まえて考えていかないといけないと考えております。

【福島委員】

もう1点、大震災後、国の施設整備のあり方などいろいろなところで、施設の強靱化ですとか、安全性、住民に与える安心、或いは、災害発生時の避難的な施設利用ですとか廃棄物施設としてのあり方などが出てきていますが、その辺を次の計画の中に取り入れていくことや市川市の災害計画とリンクさせていくことはお考えでしょうか。

【石井環境清掃部長】

国の第3次の計画の中にも一般廃棄物施設の強靱化ですとか、災害時の広域連携等の取り組みが含まれておりますし、また、10年先にはクリーンセンターの建替え等もございしますので、それらを踏まえた計画をこの基本計画とは別に施設計画の中に取り入れていきたいと考えております。

今回の基本計画に具体的に入れるかどうかは検討しておりませんが、少なくとも関係性はあると考えております。

【三橋会長】

大震災などがおこった場合に大量の廃棄物が生じますが、それとこの審議会これから議論しようというものは、区別した方がよいと思います。

ひとつ伺いたいのですが、少子高齢化が進んだ場合、1人当たりのごみの排出量が

多くなるのか、少なくなるのか疑問に思っていますが、どなたかお答えいただけますか。これについて、基本計画の改定には議論しておく必要があると思います。

【石井環境清掃部長】

やはり、若い世代よりも高齢者の方は、消費の部分で減ってくるということが、一般的にあると思いますし、単身世帯が増えてくるということも考えるとトレンド的には、消費の量が落ちてくるのかなと思います。従いまして、ごみ排出量も減ってくると考えております。資料等につきましては、今後の審議会の中で必要であれば、お出ししていきたいと思っております。

【三橋会長】

少子高齢化を前提として、考えていく上では、増えるのか減るのかの理由等を次回以降に知っておきたいですね。

他にいかがでしょうか。

何でも結構ですので、ご質問等ありませんか。

【石井委員】

クリーンセンターについてお聞きしたいのですが、今の焼却の部分で廃プラスチックの搬入量が減ってきてても、きちんと燃焼できるのでしょうか。

また、発電に対しても問題はありますか。

【川島クリーンセンター所長】

基本的に厨芥類の発熱量だけでも、設計規定値内ですので自燃は可能ですので、廃プラスチックが増えても減っても自燃はできます。プラスチックが入るとカロリー（発熱量）が高いので燃焼効率はあがります。

また、発電に関しましても、発電量の増減には影響はありますが、発電自体に問題はありません。

【三橋会長】

それでは、時間もありませんので、つぎの議題 2 その他に入りたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

<議題 2>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

それでは、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の結果の概要についてご報告させていただきます。資料の 8 でございます。

実証事業への参加につきましては、前々回、昨年（H25）10 月 31 日の審議会において報告しておりますが、重複いたしますが、回収方法、回収対象品目、回収期間について、ご報告させていただきます。

まず、回収方法でございますが、拠点回収とイベント回収を行いました。

拠点回収は、市内 22 ヶ所の公共施設に専用の黄色い回収ボックスを設置して行いました。イベント回収は、市民まつりですとかイベントの時に専用の回収ボックスを置いて行なうものでございます。

回収対象品目につきましては、携帯電話ですとか電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー等ございますが、そのうち、回収ボックスの投入口、縦が 15cm、横が 30cm の投入口に入るものを回収いたしました。

2 ページをご覧ください。

回収期間は、拠点回収が、平成 25 年 11 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まででございます。イベント回収は、11 月 2 日の市民まつりのみでございます。

市民等への広報につきましては、報道発表のほか、広報いちかわ、ホームページ等でお知らせいたしました。

小型家電の収集運搬体制等につきましては、拠点回収・イベント回収ともに直営の職員による収集を行ない、異物を除去し、分別区分毎にクリーンセンターの建屋内に施錠して保管管理を行っております。

つづきまして、3 ページ回収量でございます。

拠点回収で回収したもので、5,978 個、1,022kg ございました。

イベント回収では、126 個、34kg でございます。

合計で、6,104 個、1,056kg という結果になっております。

引渡し先は、認定事業所のリーテムというところに引き渡しました。

金属回収量は、鉄 228kg、アルミ 32kg、銅 52kg、金 49g、銀 243g と推計されております。

その他、小型家電についてご報告させていただきたい事項としては、平成 26 年 2 月から大型ごみからのピックアップ回収を開始いたしました。

ちなみに大型ごみからのピックアップ回収による回収量は 21 t ございました。

また、26 年度からの取り組みといたしまして、拠点回収・イベント回収により回収した小型家電については、市川市清掃業協同組合へ引渡し、市内の障害者就労施設等と連携したりサイクルの取り組みを試行しており、また、ピックアップ回収につきましては、大型ごみに加え、燃やさないごみも対象に実施しております。

<議題 2 質疑>

【三橋会長】

ありがとうございました。

何かご質問等ございませんか。

大型ごみからのピックアップというのは、どの様なイメージですか。

【村越清掃事業課長】

これは、大型ごみを戸別回収したものをクリーンセンターで降ろす際に小型家電の対象となるものを確保してリサイクルにまわす形を取っております。

【石原委員】

22 ヲ所のボックス回収の中で多いところとか少ないところとか差があると思いますが、多いところを教えてくださいませんか。あと、公民館で少ないところはどこでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

1 番多いところだと大柏出張所になります。その次が本庁、3 番目が行徳支所の順になっております。

少ないところは、柏井公民館になります。

【松本副会長】

有害ごみの中に電卓が入っているのを見たことがあります。それらはどうしていますか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

平成 26 年度から燃やさないごみからのピックアップ回収を始めております。

【三橋会長】

小型家電のリサイクルシステム構築実証事業を始めて、市民の反応はどうでしたか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

私の体感的なものでございますが、大柏出張所、本庁、行徳支所でそれぞれ 100kg 以上集まっているところをみますと、やはり皆様の関心は高いという印象を持っております。

【三橋会長】

他に質問等がございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議題を終了したいと思います。今後の審議会の日程について、説明してください。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

次回の審議会開催予定についてご案内させていただきます。次回は 6 月 30 日、月曜日の午前 10 時から開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【三橋会長】

答申策定についてのタイムスケジュールを前回いただいておりますが、最新のものを次回用意してください。

事務局の方からその他に何かございますか。よろしいですか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

特にございません。

<閉会>

【三橋会長】

それでは、本日の第 69 回市川市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。
本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

(終了 午前 11 時 45 分)

平成 26 年 6 月 19 日

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長

